

座談会

外交史料館の三十年と将来

はじめに — 外交史料館をめぐる近況 —

司会 外交史料館も昭和四十六年四月の開館以来、三十年を経過いたしました。この三十年間で史料館を取り巻く近年の状況は、大きく変わってきたと思います。最も大きな変化は、情報公開促進への世論の高まりであると思います。その具体的な表れが、昨年四月に制定、施行された「情報公開法」です。さらに、十一月には「アジア歴史資料センター」が開設されて、アジア関係の記録が広くインターネットで公開される動きも出ております。

十年前の座談会で、細谷、白井、吉村先生に外交史料館の二十年

と将来についてお話していただきましたが、そのときは外交文書室時代からの、さらには昭和戦前期における外交文書の編纂、それから外交史料の公開、そういう話を中心でした。

本日は三先生とともに濱口、林、波多野先生にもお願いしまして、外交史料館の三十年を振り返っていただき、新しい世紀を迎えて、新しい史料館像といえますか、これからの在り方についていろいろとお話をうかがいたいと存じます。

また、本日は、開館以来の様々な活動、とくに最近の状況・事実関係について随時紹介するために、当館から原口副館長にも加わってもらいます。

原	波	吉	林	濱	白	細
口	多	村		口	井	谷
邦	野	道	正		勝	千
紘	澄	男	和	學	美	博
	雄					



細谷千博委員長

それでは早速ですが、議論のきっかけとして、史料館を取り巻く最近の状況についてまずは副館長に口火を切ってもらえたらと思います。

原口 「情報公開法」が施行されたことにより、外交史料館は保存期間が満了した行政文書のうち重要な歴史的な価値を有する資料を保存し公開する施設として、国の政令機関に指定されました。政令機関に指定されたことによって、保存期間の満了した外務省本省の行政文書のうち歴史的な資料として重要な文書は、外交史料館に移管されてくるように定められたわけです。

各府省庁文書は国立公文書館に移管されますが、外務省の場合は外交史料館に移管されてくる。つまり、今後、外交史料館の所蔵する記録は、従来の戦前期「外務省記録」の約四万八〇〇〇冊に加えて、昭和二十年八月以降の記録も移管されるため、大幅に増加することになります。これは史料館にとって非常に大きなことであり、「情報公開法」施行に伴う政令指定機関化によって史料館活動が大きく変化しつつあるといえます。そういう新しい変化に対してどのように対応していくかということは、史料館の現在あるいは今後にとって非常に重要になってきています。

外交史料館の価値というのは、日本の外交史料を体系的に所蔵する唯一の機関であり、それを公開し、また『日本外交文書』として

編纂・刊行しているところにあると思います。それは今日お集まりの先生方が最もよくご存じであると思います。

インターネット上での史料閲覧がどんどん推進されている世の中です。その発達ぶりは目を見張るものがあり、現に十年前の段階では、これほどまでに状況が変わると誰も予想できなかったわけで、史料館を取り巻く状況は今はこれまでに以上に加速度的に変化していくのではないかと思います。

一、閲覧業務と史料公開

司会 外交史料館の業務のうち、最も根幹的な業務といえる閲覧業務の話題から始めたいと思います。この業務は利用者・閲覧者と常接するだけに、国民との接点という意味でも、当館業務のなかで重要な位置を占めると思います。

原口 閲覧者数は開館当時約九〇〇名でしたが、平成十二年、十三年度現在では約四〇〇〇名、ということは、この三十年間で開館当初の約四倍に増加していることになりました。

また、戦後記録の閲覧者数が増えていることも最近の傾向です。外交記録公開制度がスタートした昭和五十一年を除いて、その後昭和五十二年から平成五、六年までは閲覧者全体数の一割以下と非常に少なかったのですが、その後漸増して平成十年には二割にまで達しています。

外国人閲覧者は、平成十三年度は五三九名です。国別では、中国が多くて一八三名、韓国一四六名、三番目はアメリカで六六名、台湾三三名、あとは世界中一三か国にまたがっております。外国からの閲覧者が非常に増えているというのは事実です。

細谷 その外国人の多くは、日本国内の大学に在籍して論文を書いている方たちでしょう。

司会 閲覧者数が増え続けている大きな要因の一つに、従来の未整理資料を整理し新たに公開する作業に力を入れてきたことも挙げられると思いますが。

原口 ここ最近整理し新しく公開したものとして、「茗荷谷研修所旧蔵記録」約一三〇〇冊や「林董関係文書」があります。この十年間では、「外務省報」「議会調書」とか「海軍省等移管南方軍政関係史料」、それから寄贈史料では「林出賢次郎関係文書」などを整理して一般の方々に公開しました。

細谷 「茗荷谷研修所旧蔵記録」というのはどういう史料なんですか。茗荷谷の研修所というのは、あそこにかつて東方文化学院の

東京研究所もありましたね。

原口 大まかにいって、次の三つの史料群から成ると考えて良いのではないですか。まず第一に、興亜院、

大東亜省において作成・所管された文書ですね。具体的には、興亜院、

大東亜省において作成・所管された文書ですね。具体的には、興亜院、

大東亜省の設置によりそれらへ移管された、かつて外務省が主管した所掌事務のうち対中国・満州経済活動に関するもの。第二に、内務省管理局において作成もしくは保管されていたと考えられる文書です。これには一部の拓務省文書も含まれます。主として拓務省、内務省が事務を統理した植民地行政に関するものといえるでしょう。その多くは、「東洋拓殖株式会社」と「台湾拓殖株式会社」関係文書から成っています。この文書群は、戦後、外務省管理局に移管されるまでの間、内務省管理局において保管されていたようですね。第三には、それらとともに研修所に保管されていた未整理の戦前期「外務省記録」です。

これらは、外交史料館が開館した当時から少しずつ整理はしていたのですが、今回集中的に整理して公開したものです。

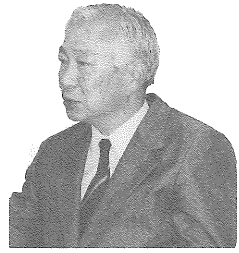
司会 史料の性質、特色について如何ですか。

臼井 要するに、興亜院、大東亜省などの現地機関が持っていた、たとえば登録簿とかそういう文書が多いようです。中国において会社を新設した際には、各総領事館に報告書を出しますよね。そういう経済関係の記録が多くを占めていて、現地の経済関係、占領地の経済などを研究する方々にとっては、やはり貴重な資料になる。そういう少し特殊な史料ですね（詳細は本号掲載の熊本史雄「外交史料館所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置―拓務省関係文書を中心に―」を参照）。

司会 この十年のうちには、「林出賢次郎関係文書」も整理・公開さ



臼井勝美委員



委員 學 濱口

れました。

林 この史料をご覧になる方は、主にどのあたりを中心に閲覧されるのでしょうか。

白井 関心の的は、要するに溥儀と關東軍司令官の会談ですね。これにおそらくみんな集中しているのではないですか。

林 「嚴秘会見録」ですね。

司会 林先生は、「嚴秘会見録」について史料紹介（林出賢次郎「嚴秘会見録」について、『外交史料館報』創刊号、一九八八年）をお書きになっ
ていらっしゃるんですね。「嚴秘会見録」について、補足して解説して
いただけませんか。

林 「嚴秘会見録」は「林出賢次郎関係文書」の代表的な文書です。

林出さんは外務省出身の「中国通」でして、また日露戦争後新疆イ
リ地方を踏査したことも著名ですね。その林出さんが昭和七年か
ら十三年の六年間にわたって、在満州国大使館書記官、満州国執政
府・宮内府行走として皇帝溥儀の通訳官を務め、この間溥儀および
満州国側國務總理鄭孝胥、張景惠等高官と、日本側在満大使兼關東
軍司令官武藤信義、菱刈隆、南次郎、植田謙吉等との会談に通訳と
して立会い、その会談内容をタイプ印書し、極秘裡に外務省東亜局
あてに送付していました。これが、「嚴秘会見録」と呼ばれるもの
です。

司会 たしか、本省に保管された筈のものは、戦災等で消失したと聞
いています。

林 ええ、そうですね。ところが、幸いにも林出賢次郎氏が帰国した
際、同会見録の正本写、あるいは草稿を、その他記録類と共に所持
して帰って来ました。そして、昭和六十二年十月に、林出さんの三
男賢三氏より「嚴秘会見録」二十二冊（後に二冊追加寄贈）、この
中には「元会録」と題する昭和七、八年の溥儀と在満大使・武藤信
義との会見録も含まれていますが、これら記録が当館に寄贈されま
した（詳細は柴田紳一「林出賢次郎関係文書」について、『外交史料館報』
第九号、一九九六年を参照）。

司会 「嚴秘会見録」が公開されたときは、衆目を集め、大きな反響
がありましたね。

林 当館に寄贈される前から一般の関心を集めていましたからね。と
いいますのは、NHKの特集番組「ドキュメント昭和・皇帝の密約」
（昭和六十二年一月放映）で「埋もれた満州国最高機密」として取り上
げられたためです。また同時に、角川書店刊行の『ドキュメント昭
和 第七巻 皇帝の密約』でもその一部が紹介されました。

司会 「嚴秘会見録」の内容や史料的价值については如何ですか。

林 波多野先生が「これらの会見録からは、満州国の事実上の支配者
であった駐満大使（關東軍司令官）に対して若き溥儀や満州国高官が
いかに主体的な立場を維持するかという苦悩がよく伝わってくる」
と以前に評されていますが、私もまさにそのとおりだと思います。

この会見録の出現は、これから満州国各分野の研究に大きく貢献するでしょうね。

原口 史料館としてはこのように未整理記録とか、寄贈文書とか、そういうものをできるだけ整理して公開し、一般の研究に役立つように努力していく。今後続けなければいけませんけれども、限られた人員のなかで整理して出していくのはそれなりに時間がかかります。

加えて、最近では「情報公開法」によって開示された文書のなかで、歴史資料として価値が認められるものの写しを史料館で公開するという事業を始めました。これは実は「情報公開法」との絡みで、「情報公開拡充サービス」というのを外務省の大きな方針の一つとして今進めておりまして、その一環として開示文書のなかの歴史資料として価値のあるものを史料館で公開することにしました。これはより開かれた外務省といえますか、より開かれた外交史料館、文書館、そういう方針の一つとして始めているわけです。

二、アーキビストの養成



林 正和委員

司会 史料をできるだけ多く公開していくことが、何よりも大切なことですね。このように、外交史料を保存・整理し、公開していくという仕事が増えていきますと、それに携わる

専門家の育成、つまりアーキビストの養成がやはり大事になってくると思います。

波多野 現在、国立公文書館でそういう資格認定のような教育を行っているのではないですか。あれは修了証が出るだけなんですか。

原口 正式な資格認定ではないんですけど、国立公文書館では、年間三つから四つほどの研修会をやっております。外交史料館からも職員ができるだけ参加するようにしているところです。そういう研修に参加することによって類縁機関の方々との交流ができ、史料の整理や保存などといった情報、知識を交換し、それを持ち帰って当館の業務に反映させることができるわけです。

今は十年前と違って、「国立公文書館法」が平成十一年十二月に制定されまして、それと同列の活動をするというのが当館の基本になっております。つまり「国立公文書館法」では、各省庁は保有する文書を国立公文書館に移管するよう義務づけられています。ただし、外務省の場合は「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置についての実施について」（平成十三年三月三十日、各府省庁官房長等申合せ）に基づいておりまして、文書は外交史料館に移管されることになっています。

その前、昭和六十二年十二月には「公文書館法」という法律ができておりますが、公文書館は専門職員を育成し配置しなければいけない、地方の公文書館のケースはいずれ配置するようにという条項が盛り込まれていました。たとえば、国立公文書館が昭和六十三年か



吉村道男委員

ら「公文書館等職員研修会」を開催しているのも、その一環としてなされてきたものです。

司会 アーキビストに関する海外の事例について、濱口先生から紹介していただけますでしょうか。

濱口 フランスの例ですけど、アーキビストを育てる学校の一つに「国立古文書学校（エコール・ナショナル・デ・シャルト）」という知る人ぞ知る学校があります。

「国立古文書学校」の創立はフランス革命の少しあと、一八二一年でして、ルイ・フィリップの頃にカリキュラムの骨格がようやく定まったといわれています。十九世紀の半ばぐらいにはしっかりした学校になっていたようです。十九世紀の歴史学における研究のバックボーンであって、実証史学を踏まえながら歴史学周辺の様々な分野を取り込んでいったわけですね。

そして、アーキビストの専門家をきちっと育てる機関として機能している。もちろん、徹底した教育を受けますから、行政とか政治とか様々な分野の実態をしっかりと把握することになります。卒業生のなかから政治行政のエリートが輩出されています。十九世紀末になって、ソルボンヌのなかに移り現在にいたっています。

学生によっていろいろカリキュラムが違っているわけで、専門分野ごとに学生を指導しています。日本人でこの学校教育を受けた人

もいるようです。何しろここは学生数が少なくて、多くて一学年四〇人ぐらいです。それも、卒業するときにきちんとしたポストに公務員として配る必要がありますからね。ですから、予算の額にしたがって、年々の合格者数を按配するそうです。

大学で二年間、フランス史とか外国史、それから地理学、ラテン語、複数の現代語を習得したというのが前提になる。それで選抜試験を受ける。修学年限四年間のうち三年間はスクーリングがありますが、四年生は一年間かけて修了論文というのを執筆させられます。この論文は博士論文ではないのですけれども、これを延長させて博士論文を書く人は多い。ですから、日本でいうと修士と博士の間ぐらいの感じなんですかね。

卒業すると、古文書学、古書体学専門家（ラルシヴィスト・パレオグラフ）という称号をもらうそうです。それをもらって、図書館とか文書館に就職するわけです。それからがキャリアの階段なんですね。このキャリアのスタート、つまりトップへの入り口になるスタートを全部独占しているのがこの学校ですね。ですから、古文書を管理する行政の仕組みと学校というのが一体化している感じですね。

最近、これに加えて、卒業生を次の二つの学校のどちらかに入れてさらに高度の教育をほどこすことが始まっています。一つは、文書とオーディオヴィジュアルの文化遺産の専門技術を教える学校、もう一つは情報科学と図書館の管理技術を教える学校です。要するに、ジェネラリストとして育て、文書に関わる歴史的な広い分野を



波多野澄雄委員

マスターさせるといふ考え方と、同時に、非常に専門化した現代の情報管理に関わる先端技術をマスターさせようとする狙いの両方です。だから、研究の門戸開放傾向（グローバル化やインタディシプリナリー化）と専門分化傾向（オーディオヴィジュアル史料やデジタル情報資料）に引きさかれるジレンマがあるわけで、ジェネラリストとスペシャリスト両方の非常に難しい教育になってきているということのようですね。

司会 どうもありがとうございます。今のお話を聞くと、外交史料館を含め、日本はなかなかそこまでは進んでいないな、遅れているなとの印象をどうしても受けてしまいますね。

ただ、外交史料館には伝統的にアーキビストの精神、伝統というものがあったし、現在もあるのではないかと思いますけれども、このことに関して細谷先生如何ですか。

細谷 そうですね。そういったアーキビストの重要性、あるいはあるべき姿というものを体現なさったのはやはり栗原さん（栗原 健『日本外交文書』編集委員会顧問、元整理・閲覧室長、文学博士）であろう

と思います。栗原さんのように、内外の研究者に対して貢献をなさった方は極めて稀なのではないでしょうか。栗原さんは自分がアーキビストであることを非常に誇りに思っていて、一貫してそれに終始されてきたわけ

ですよね。若い人たちはご存じないかと思いますが、栗原さんが若い頃にお世話をされた、アメリカをはじめとする海外の研究者、そういう人たちが皆その後大成されて、日本外交史の立派な研究者として活躍され、また日本研究者としても立派になられ、各国で日本研究を広められたわけです。そういう方々がたくさんいるわけで、栗原さんは内外にお弟子さんをたくさん作った。それを多としている方々は非常に多い。私もその一人で、私は栗原さんにはこれだけ研究でできなかったと思います。

外国にもそういう方が随分といるんですね。私も海外、とくにアメリカの各地で、多くのアーキビストにお目にかかって随分とお世話になりました。たとえば、アメリカの国立公文書館や大統領図書館などで親切にしていた人たちの顔を思い浮かべます。

濱口 海外、とくに欧米では、アーキビストの社会的地位は非常に高いですね。毎年、フランスの叙勲者リストを見ますと、アーキビストに対する叙勲レベルがとて高いんです。びっくりするぐらい高い位の勲章をもらっている。

細谷 それは、欧州全般に関してもいいことではないでしょうか。数年前、アジア歴史資料センターの関係で調査団を率いてヨーロッパに行き、オランダの公文書館、国立文書館でいろいろ話を聞く機会がありました。そうしましたら、その館長さんをはじめ、館員の方々のほとんどがアーキビストを養成する専門の大学院もしくは大学を卒業している。そういうアーキビストを育成する教育機関を



原口邦紘副館長

持っている。このことは、いかに専門家を大事にするか、あるいは公文書というものを大切にするかということをよく示していますね。

日本の場合には「図書館学」の名のもと、ライブラリアンについては養成されてきましたけれども、同じような関心は必ずしもアーキビストに対しては向けられなかったのですね。しかしオランダのみならず、西欧の国々ではそういう機関があって、文書というものについての重要度を強く認識していると非常に強い印象を受けました。そういう面では日本は後れているという感じを持ちましたし、もっと大事にしなければいけない、あるいは育成ということにもっとこだわらなければいけないと思いました。

原口 外交史料館の場合、その点は伝統がありまして、閲覧者の希望にこたえられるよう日々心がけているところです。栗原先生をはじめとする諸先輩の伝統は今も生きています。

実は開館当時の外交史料、史実に関するレファレンスは、開館年は別にしまして六〇から七〇で、一〇〇件以下でした。ところが、現在ではこれが年間一一〇〇から一二〇〇件に増えております。つまり、文書とか、ファックスとか、電話とか、そういう照会件数が一〇〇〇件以上あるわけです。そのほとんどが外交史料の所在調査、史実の調査です。照会の内容は非常に多岐多様にわたっており、こ

れにいかに効率よく、また血の通った回答をしていくかということに腐心しています。

ただし、いくら時間をかけてもいいというわけにはいかない。そのあたりに苦しいところがあるわけです。当館の場合は編纂に従事する専門職員、本省から史料館に配置され閲覧・レファレンス業務に日を追って優れた適性を発揮する職員、幸いこういう職員が非常に貴重な戦力として日々のレファレンスに対応しております。いわば、正式のアーキビストはそれこそ当館の将来的な課題としておきまして、現実にはそういうアーキビストというんでしょうか、外交史料の専門家が史料館を支えているということではないかと思えます。

今後は、国立公文書館はもとより、各自治体の公文書館、文書館と人材面でも情報面でも交流を進めていくことが一層必要でしょう。そうすることによって、公文書館という組織が国民の間にも浸透し理解され、アーキビストという職分・存在の重要性が、広く世間から認められることになるんだと思います。

三、『日本外交文書』編纂事業と記録公開

司会 次のテーマに移りたいと思います。『日本外交文書』の編纂事業についてですけども、昭和六十三年から昭和期の刊行が始まりまして、すでに昭和九年まで刊行され、現在、昭和十年を編纂中で

す。明治・大正期をあわせ、計一八七冊を刊行しています。

昭和期の編纂の着手にあたって当時問題となったのは、やはり昭和期については消失記録が多いということであったと思います。消失記録の多い昭和期の編纂・刊行を進めていくのをどうすればいいのかということで、十年前の座談会でも話題になりました。

原口 前回の座談会では、ちょうど昭和期の編纂が始まった頃で、消失記録という現実を前にどういうかたちで編纂していくかが大きな課題であったのだろーと思います。その際、臼井先生から中国関係については「一年一冊主義」でどうにかいけるのではないか、それから吉村先生から欧米関係では日ソ関係なんかは完全に消失しているのが難しい、困難だということでした。そして、その解決策として類縁機関所蔵の関連資料収集が挙げられたわけです。それに対するある程度の努力はこの十年間で行われてきて、昭和期の編纂は昭和九年、十年段階まで進んできました。その辺を踏まえて、昭和期の編纂を進めていくにあたっての問題点などをお話いただければと思います。吉村先生、如何ですか。

吉村 その点については、今、中間期にあるのではないかという気がしています。私たちが昭和期を編纂するときの一つの方針は、中国問題を中心としてそれに周辺の問題を関連させて編纂していく、というものでした。これは基本的には良かったと思うんですね。事実、昭和期Ⅱ（昭和六―十二年）がもうすぐ完了するところまでできました。それで、今度は昭和十二年以降のいわゆる昭和期Ⅲ（昭和十二―二十年）

年）をどういうふうにやっていくかという、新しい課題にぶつかっているのではないかという気がするんですね。

この時期は、非常に重要な問題の基本的史料が大量に失われている。そのため、他の類縁機関所蔵の関連記録で補填しながらこの問題をクリアしていく必要があるわけです。ただし、これについてはおのずと人的制約がありまして、現在までは理想的に実行しているわけですが、これを全面的に完全を期するかたちでやるのは、史料館としては様々な制約があるでしょう。

したがって今後の編纂方式は、現在外交史料館で所蔵している記録を中心として、あくまでこの問題にアプローチしていく一方で、類縁機関の所蔵記録のなかに外交文書を見つけたときは、「関連史料がここにもある」という情報を積極的に蓄積させ、何年かのうちには「補遺」のような形式で史料集を刊行するということも一つの可能性ではないか、と考えています。

ですから、類縁機関の関連記録を逐次完全に網羅することは、現在の状況では難しいというふうに考えるのですが、それに対する気配りというか、調査は必要であると思います。たとえば、外交官の回想録とか日記とか、一定の事実に基づく類推的判断の可能な史料を参照しながら外交史料の編纂に集中していく、その方式でいいのではないかと。

今までの昭和期Ⅰ（昭和二―六年）、昭和期Ⅱの編纂計画には、先生方や皆さんのいろいろな経験といったものが反映されていたと

思います。重要な問題の抽出からまず始める、という編纂方法にもその点が現れていますよね。『日本外交年表並主要文書』などを中心として、そこから必要事項を抽出していく方法です。それはもちろん必要ですけども、これからはそれに関連するいろいろな事項といましようか、そういったものの再認識というんですか、それをいつも毎年毎年やっていかなければならないというふうに考えています。

それから、もう一つは、一九三五年というのは非常な「過渡期」になっているのではないか、ということなんです。一九三五、三六年から一九四五年までの十年間を、これは先日のある学会でも議論になったことですけども、「〳への道」というふうに歴史を規定する史観に対しては私はあまり賛成できない、ということなんです。つまり、太平洋戦争という史実がまずあって、そこに到達するには必然性があるんだというふうに考えて、歴史認識を、あるいは史料編纂を行っていくというスタンスです。私が思うのは、「〳への道」というある種の枠組みにとらわれた歴史認識ではなくて、たとえば太平洋戦争でさえも最後の最後までこれを回避するということが絶対に不可能ではなかったかもしれないという仮説をいくつか立てたうえで史料をピック・アップしていく。こういう編纂方法が必要なのではないかということです。基本的には、昭和期の全体像に対する従来の考え方には賛成ですけども、そこへそういったニュアンスをやや含める必要があるのではないかなと、抽象的な考え方ではあり

ますが、そのように感じております。

臼井 少し質問していいですか。一九三五年という年を出されたわけですが、一九三五年から何か新しい時代が始まる、そういう考え方でしろうか。

吉村 それは私自身がソ連関係というものに関心を持っているものですから。やはり一九三五年のコミンテルン第七回大会が、中国その他のいろいろな国々の動向にも直接間接に影響を及ぼしていると思います。

それから、一九三六年はもちろん日本の内部においてもいろいろな状況を変えているわけですが、一方で、あの二年間というのは世界的においても重要な転換期ととらえる必要があるのではないかなというふうに、これは私の私的な見解ですけども、ちょっとそういうふうに考えます。

臼井 従来の編纂方針では、一応、一九三七年七月というのが一つの区切りになっていたと思うんですね。それで、三四年の編纂が終わった。次は三五年、六年とくるわけですね。その三五年のときに、そういうった新しい編纂方針を立てる必要があるということでしょう。吉村 いえ、さっきも申し上げましたように、根本的に変える必要はないと思うのです。しかしながら項目の選定において、ヨーロッパの動向とか中国の動向について一九三七年よりも少し前に生まれた状況というものを外交文書に多少反映しても良いのではないかなということなんです。

白井 それはそのとおりだと思います。三五年は充分編纂が進んでいるので、それに対して吉村さんの今のご意見というのは反映しているわけでしょうか。

吉村 少しは反映しようとは思っていますけれども、具体的には難しいです。

濱口 消失記録が非常に多いということは、私も感じていることです。ただ、西ヨーロッパ関係の文書、たとえば伊エ紛争、スペイン内乱、独逸合併、メーメル併合、さらにミュンヘン協定の問題、第二次世界大戦の勃発までといった具合にいろいろなメインのファイルを見ていくと、ないと思っていた文書がたまたま偶然思いもよらないファイル中に残っているということがあります。これを何とか上手に使えないかな、と今探っているんですけどね。まるっきりなくなっているかというところ、そういうわけでもない。

司会 外交文書の編纂の場合は通常の刊行のほかに、今後は「特集形式」での編纂、たとえば「日中戦争」「三国同盟」といった編纂も計画のなかに入ってくるかと思っています。そういう「特集」を今後進めていくうえで、先生方には今後いろいろとご指導願いたいと思います。

白井 今必要なのは、戦後は別として、昭和十一、十二年期の促進といいですか、もちろんこの前の編纂会議で戦後期の編纂作業にあらゆる総力を結集するということは了解されて今その方向で進んでいると思いますが、それと同時に、十年、十一年にせつかく差し加かっ

ているんだから何とかそこまで、できれば十二年の前半まで早くつなげていただきたいというのが私の気持ちです。

原口 今、白井先生も少し発言されましたけれど、戦前期の編纂に並行して、このたび新たに戦後期の編纂事業に着手して、最近、いわゆる『西村調書』（正式には『平和条約の締結に関する調書』。以下、『西村調書』と略記）を復刻・刊行しました。これを手はじめに、平和条約関係の本編の編纂事業をできるだけ早く進め刊行の目途をつけるというのが現在史料館の最優先課題になっております。

当然、限られた編纂担当官がこちらに集中しておりますので、その間、戦前の編纂が若干ペースダウンしているわけですが、今、白井先生が指摘されたとおり、できるだけ早く戦後期の編纂の目途をつけて、戦前と戦後が並行して編纂できるような体制を敷くことが、史料館に課せられた当面の課題ではないかと思っています。

そういう意味では、これから進めようとしているサン・フランシスコ講和会議の本編があります。これはすでに第七回公開で公開されている記録ですが、今回『西村調書』が刊行され、重要な文書が相当数明らかにされたので、本編の編纂に着手できることになりました。しかし、『西村調書』にも言及されていない文書をどうするかという問題が出てきます。それをどうやって編纂に結びつけていくか、ということです。

波多野 今度の『西村調書』の刊行に関して申し上げると、『西村調書』を外交文書のかたちで出されたこと自体が、一九七六年の公開

原則の基準（三十年ルール）というものをはや崩していると言う人もいるわけですね。つまり、七六年の公開基準にしたがえば、当時調書があることはすでに分かっていたでしょうから、それが今公開されて出たということは、そのときの基準はもはや適用されていないんだと思われるわけです。

原口 一般にはそう理解されてしまうかもしれませんが、『西村調書』は印刷物で、印刷作成されたのは昭和四十年代以降だった。だから、「三十年原則」ではまだ時期未到達ということで、当時公開対象ではなかったのだらうと思います。

波多野 その意味では、どういう基準で出されなかったという点について、記録公開の基準が今回の公刊ではっきりしたともいえるわけですね。

細谷 記録公開の原則を決めたのが一九七五年の十二月であったと思いますが、このときは「三十年ルール」ということであつたのですよね。ただ、その後、レビューすることだったと思います。そうしたなか、今度『西村調書』が刊行されました。調書のⅠ巻が一九五九年、Ⅱ巻からⅥ巻までは一九六六年から六九年までに印刷されて、Ⅶ巻が七〇年の印刷でしょう。そうすると、今回の調書刊行はちょうど三十年目に相当するんですよ。これは偶然で、そこを意識して出したのではないと思いますけれども、ちょうど三十年にあたるわけですよ。

原口 細谷先生には外交記録公開が始まるにあたって、有識者の代表

としてご協力願ったわけですが、それでも、「非公開」となったものは一定期間経過後に見直し、再審査を行うということが従来からいられていました。今まで組織的には見直しはなされていませんが、その辺のことを今後戦後の編纂に活かしていけるのではないかと、活かしていくという意味では、「情報公開法」ができたというのは大きなプラスであらうと思うんです。

現に、情報公開法による開示請求によって、記録公開で未公開案件の個別文書が開示されています。一般の方は誰でも開示請求できる状況を考えて、戦後の編纂においては、そういう記録をより積極的に編纂に取り上げていく努力が大切であるという気がします。

戦後記録の編纂を考える際、最も望ましいのは、アメリカ国務省による記録の編纂方式ではないかと思っています。アメリカの場合は現物公開とほぼ並行して外交史料集ができていきますが、日本の場合はそのようなシステムになっておりません。

現在のシステムでできることは、まず編纂の原稿をつくって、そのなかにまだ未公開のものがある場合は、それをその時点でクリアしていくという方式です。何とか、それに近い方式がとれないかと思っております。

臼井 今の発言は重要だと思っています。つまり、今まで発表されたもの、今度の『西村調書』で発表されたもの、それだけの史料で本編を編纂するのであれば、「二番煎じ」的なものになってしまうと思うんですね。

今おっしゃったように、その他のものが開示請求なり何なりで、これまで非公開扱いだった記録を含めたうえで戦後期の編纂がもしできれば、これはある意味で戦前の編纂と連続性を持つてくるので有意義であると感じたわけです。

開示請求で文書がどんどん公になるのはもちろんですが、これだけインターネットなどで史料公開が進んでくると、なぜ外交文書を編纂して刊行するのかという基本的な問題が起きてくる。そんな必要はどこにあるのか、という問題ですね。

波多野 実際には、必要はないだろうと言う人もいるわけですね。

細谷 若い人の間には、そういう疑問が起きてきますね。

波多野 今は、研究者各人がそれぞれの関心に基づいて個別に請求している状況ですね。ただ、もし今後、開示請求によって得られた公開資料のネットワークを作って互いに情報交換をすれば効率的に情報が蓄積していくでしょう。

臼井 しかしそういうものが進んでいったとしても、ある道筋をつけるために『日本外交文書』の編纂・刊行は必要だと思いませんか。だから、結局なぜ必要なのかということを実例で示していくことが大切でしょうね。戦前期の公開文書だけを編纂していたのでは、やはり対外的には説得力がないですから、今後は戦後期の編纂にも力を注いでいくことが必要でしょうね。ただしその点については、今日のお話ではつきりしたから安心していきます。

少なくとも戦前期の外務省記録がすべて公開され、その一部はイ

ンターネット上でもアクセスできる昨今において、『日本外交文書』編年冊別の編纂・刊行がなぜ必要なのかという疑問は、史料館にとってはもちろん学界にとっても重要な問題提起でもあると思います。

具体的に編纂の例を申し上げますと、たとえば昨年度に刊行された『日本外交文書 昭和九年対中国関係』に採録された文書の出典ファイルは、百数十冊にも達します（詳細は『日本外交文書』概要、『外交史料館報』第十五号、二〇〇一年参照）。そして調査ファイルは、その数倍もあるかと思えます。そうしたA門からZ門までの膨大なファイルを精査したうえで、最終的な採録文書が選定されるわけです。これと同等の作業を行うことは、研究者にとっては単なる時間のロスであるばかりでなく、ほとんど不可能に近いことです。

また、事件ないし交渉に直接関係しているファイル件名だけで文書を選択し、閲覧して以て終わりとする研究者はほとんどいません。そうなると、良心的な研究者にとって『日本外交文書』は、パイロット（水先案内人）の仕事に近いと考えられるんです。たしかに、船はパイロットがいなくても接岸できるかもしれませんが、しかし、鳥瞰しながら案内するパイロットの有無は、安全運行には欠かせないものです。

もう一つ指摘しておきたいのは、相関性の問題です。外交交渉は必ず同時進行的なほかの案件を伴い、相互に影響されます。研究を蛸壺的なものに終わらせないためには、視野を拡げておく必要があります。その点、たとえば『日本外交文書』の「目付索引」を見る

と、どのような事件あるいは交渉が同時進行しているかが一覽できる効能があります。

さらに、史料の共有という面で『日本外交文書』から引用すれば、その全貌、意味を直ちに読者に理解してもらえるという利点があります。内外の研究書の注記に『日本外交文書』の引用が急増しているのは、その証左であると思うんです。そのためには、一方で外交文書編纂上の識見が問われるのは、いうまでもないことですから。

波多野 話は変わりますが、最近、大戦期の暗号解読の問題が話題になりました。それによって従来の外交文書の編纂計画に何か影響があったかどうか、影響があるのかどうかということを逆にお聞きしたいんですが。あるいは、全体に何か教訓がそこにあったのかどうかというようなことを。

司会 このあたりの電報は『日本外交文書 日米交渉』で、大半が採録されていますよね。細谷先生は実際に編纂に携わったなかで、どうという印象をお持ちでしょうか。

細谷 私は、日本側がアメリカその他の外国の極秘電報を解読していたということについて、全貌は知らないんですね。どれだけのものが明らかになったかは知りません。ただ、以前から話は聞いて、若干の文書は見たことがありますけれども、どの時点から日本側が解読したということについては事実関係は知りません。

最近研究されているのは、とくに開戦直前のところではないかと

思うんですね。開戦直前期の記録については、もうすでに『日本外交文書 日米交渉』でほとんど出しています。

現在編纂しているのは昭和十年、十一年ですから、時期的にはまだ大分先のことですよね。それを将来また暗号解読の文書があったら、それをそのなかに加えていくのかどうか。そうすると、『別巻』というほどではないにしろ、そういった暗号解読に関する文書を選び出して新たに出版・刊行するのかどうか、そういう考え方も出てくるかとも思います。

しかし、おそらくそういうことにはならないのではないのでしょうか。と同時に、電報の暗号解読ということは最近少し一種の流行みtaiになっていまして、やたらにアメリカで解読の研究がなされているものですから、そこに研究者が飛びついて、解読文書を使って論文を書いたり、議論が盛んになったりしているけれども、これも一種の流行現象ではないかと思えます。結論からいうと、さほど気にする必要はないと思いますけどね。

吉村 細谷先生がおっしゃったとおりだと思いますね。これは最近問題になった、幕末の「白旗書簡」に関わる論争と同様の問題だと思います。あれは『大日本古文書』にも採録してあるけれども、これは、史料としての信憑性が多少欠けている、必ずしも絶対的な確信を持ってはいけないという理由で、本文から外して活字を小さくして参考材料として処理している。まさに良心的な編纂対応です。それをどう扱うのかは、学者の判断力です。

これを例に考えれば、暗号文書については、我々として史料の信憑性について判断できないようなら「参考」として処理する、そういう態度でよろしいのではないですか。

細谷 基本的にはそれで良いのではないのでしょうか。暗号解読はもう少し前の時期からずっとやっていたんだということであらう分かってきても、今、吉村さんがいわれたように、「参考」とかいようなかたちで処理しておくぐらいでいいのではないですかね。

四、類縁機関・外部との交流

司会 次に、類縁機関さらには外部との交流ということについて、お話をうかがいたいと思います。この問題については、先ほど『日本外交文書』の編纂方針として、類縁機関の所蔵記録から関連するものを補填する必要性が話されましたし、アーキビストの養成との観点からも各公文書館との連携を深めていこうとのご発言もありました。

類縁機関との交流という意味では、これらのほかに昨秋開設された「アジア歴史資料センター」を通じた当館所蔵記録の提供といったことが挙げられるのではないのでしょうか。

原口 現在、平成十二年度にデジタル化したA門（昭和戦前期の政治・外交関係ファイル・約三二〇〇冊）の史料約六〇万コマが、アジア歴史資料センターのホームページで閲覧可能です。さらに、平成十三年

度は1門（明治大正期の政治・外交関係ファイル・約三一〇〇冊）のうち、約二五〇〇冊、約七二万コマをデジタル化し、今年度中にアジア歴史資料センターのホームページ上で、閲覧可能となる予定です。

司会 アジア歴史資料センターでの外交史料の公開につきましては、細谷先生は諮問委員会の委員長で、波多野先生も委員として参画なさっていらっしゃると思います。たとえば利用者の立場からでも結構ですので、ご覧になった感想などをコメントいただければと思います。

細谷 インターネットでアクセスして、史料としてきちんと記録をとっているのは白井さんですから、白井さんにまずおうかがいするのが一番よろしいんじゃないでしょうか。

白井 アジア歴史資料センターの功績は非常に大きいし、画期的なことだと思います。家にいて時間に制限なく原史料に接近でき、しかもプリントできるということは最近まで思いも及ばなかったことで、私など興奮してパソコンにへばりついていました。とくに地方にお住まいの方にとっては利便が多いと思われます。

原口 アジア歴史資料センターへの史料提供協力と並行して、外交史料館の史料も三五ミリのマイクロフィルム化作業がどんどん進んでおります。これが今のところ十年計画でやっているわけですが、将来的には史料館の主要な戦前記録はほとんどがマイクロフィルム化、あるいはCD-ROM化されることになります。さらには、IT化、OA化という作業も進めております。

司会 要するに、いかに利用されやすいかたちに持っていくかという

のが今後大きな一つの課題としてあるわけですね。

類縁機関といった枠組みに限らず、外部との交流という点では如何ですか。

細谷 たとえば、外交文書の国際的な編纂者会議がありますよね。年一回ですか。

原口 二年毎です。各国外務省の外交文書の編纂者で構成しております外交文書編纂者国際会議 (International Conference of Editors of Diplomatic Documents) ですが、これは一九九〇年にロンドンでイギリス外務省、それからアメリカ國務省の歴史外交文書担当官がリーダーシップをとりまして、各国の外交文書の編纂者が集まっているいろいろお互いに意見交換し、外交文書の問題を討議し、お互いの計画について意見交換する。そういう外交文書編纂の在り方について協議することを目的として結成されたわけです。現在までに二年に一回の割合で会議が行われてまして、去年、ワシントンの國務省で第六回の会議が行われました。

外交史料館からは第三回、一九九四年のオタワ会議から、毎回編纂室長が出席しております。

細谷 そういう場合も、交流事業の一環として大いに活用すべきですよ。ね。

原口 私も一、二度参加する機会がありましたけれども、各国の編纂担当官との意見交換を通じて感じましたのは、やはり日本の外交文書というのはある意味では特別だなということです。というのは、

『日本外交文書』は漢字である、日本語であるということですね。

編纂者の人たちは日本研究者ではありませんから、内容をほとんど理解できないのです。各国の編纂のテーマ、話題というものが戦後期に移ってまして、その辺でなかなか共通の意見交換ができないもどかしさを感じました。

しかしながら、各国の編纂者の方々は日本からの参加を多としておりますし、また興味を持っております。せめてレジュメを英訳で出してくれないかと要望があり、これは今後検討していく一つの課題だと思います。つまり、外交史料館では『外交史料館報』を刊行しておりますけれども、そこに当該年に編纂した『日本外交文書』の要旨を載せておりますので、たとえばそういうものを英訳して参加者へ送る。編纂者会議では「ニューズレター」を刊行しておりますので、そこに掲載してもらえれば良いわけです。いずれにしても、『日本外交文書』は今度は戦後もスタートしましたので、今後は同じ土俵でいろいろ意見交換ができるのではないかと思っています。

細谷 それと、海外の公文書館との間の交流はどうなんですか。昔はもっと盛んにやっていたような気がしますけれども。

原口 海外の類縁機関との交流は、当館の今後にとって非常に大事でしょうね。現在、外交史料館では、海外の機関との定期的な交流という制度はとくに持っていませんが、館員による米国はじめ、英国、欧州諸国の海外各地の公文書館への史料調査、その際の先方とのい

ろいろな意見交換などは従来から行っており、最近是中国や韓国から公文書館関係者の外交史料館訪問も増えています。また、外交文書の交換や寄贈も交流の一環として従来から行っており、現在、米国外務省、カナダ外務国際貿易省およびイタリア外務省の歴史部と相互に交換しているほか、中国外交部檔案館はじめアジア地域一三機関、ハーバード大学はじめ北米地域八機関、ロンドン大学はじめ欧州地域八機関に『日本外交文書』を寄贈しています。

公文書館との交流という面では、アジア地域とくに中国各地の公文書館（檔案館）を当館の小原館長が最近訪問して、今後の交流の礎を築いてきました。長いスパンで交流の絆を深めていければと思っております。

五、外交史料館と学界動向

司会 さて、『日本外交文書』は内外の研究者からも多く利用され、好評を博している面も強いかと思えます。編纂・刊行については、先ほどお話ししていただきましたが、ここでは、『日本外交文書』や史料の利用のされ方、もしくは最近の学界動向に鑑みた史料館の役割などについて、コメントをいただきたいと思えます。

臼井 学界動向について少し疑問を出していいですか。最近の私の印象としては、一時期に比べて日本外交史研究は衰退しているとか、遅れているような印象があります。

それはいくつかの原因があるわけでしょうけれど、どうも史料の公開の遅れというのが日本の外交文書に関する関心を薄からしめた。つまり欧米諸国の外交文書は、相当最近のものまで編纂・刊行されている。しかし、日本に関しては戦前まで、今度初めて戦後期に踏み切ったという状況でして、大きな差異が見られたわけです。

それで、当面は戦後期の編纂に重点的に力を注いでいくことになるわけです。ただ、私は戦後のことはあまり知らないのですが、危惧するところが一つあります。というのは、戦後記録を編纂する場合に、記録の公開が十分になされて初めて外交文書の編纂はそれなりの意義を持つてくるということが、どこまで反映されるかということです。結局、史料の公開と外交文書の編纂は裏表の関係にあると思いますね。

戦前の記録に関しては、栗原先生の御尽力もあって一切の「秘」を解くというお墨付きが得られ、その後の研究は発展を見たわけです。そうなった背景に、敗戦という大きな節目があったのはもちろんでしょうし、今はそういうわけにはいかないことは当然でしょう。ただし、欧米諸国に目を向けてみると、三十年原則とか四十年原則とか、規則にきちんと依拠して公開事業を進めているんです。その場合は、原則として全面公開で、非公開扱いになるのはあくまで特定の文書に限られると思えますね。

それで先ほどの話に戻るわけですが、外交文書の十分な編纂は、十分な史料公開が前提となって初めて可能になる、そして外

交文書編纂の意義が出てくる、ということに留意すべきだと考えているわけです。

この点については、先ほど原口さんから、これまで非公刊扱いだった記録を含めたうえで戦後期の編纂を考えていくとのお話がありましたけれど、その辺、戦後に詳しい方から現状はどうなのか、ご意見をうかがえればと思います。

波多野 私は九五年、九六年アメリカにいましたけれども、外交史に対する関心が全体として低くなっているというのは、日本に限らずアメリカもそういう状況にあるのではないかと感じた次第です。ただ、それは非常に相対的なことで、歴史というものに対する見方といえますか、方向といえますか、そういうものが非常に多様になってきているということも確かです。政治史、外交史、あるいは経済史にとどまらず、たとえば社会史であるとか文化史であるとか、文化現象や国際組織、あるいは国内のいろいろな組織や動きが外交とどう関係しているのか、ともかく歴史の見方が非常に多様になってきました。要するに外交史、政治史はそのなかの一つだというような位置づけになって来たように思います。外交史そのものに対する関心が必ずしも絶対的に低くなった、というわけではないと思うんですね。

とくに、第二次大戦後の日本外交、あるいは欧米の外交の歴史というものに対する関心はさほど薄れてはいません。むしろ関心は深まっているのではないかというふうに思っております。そうである

からこそ、今日井先生がおっしゃったように、外交文書の公開というものと、その裏側にある編纂というものの関係が非常に重要だというふうに思っている次第です。

私も三年ぐらい日本国際政治学会の日本外交史分科会の責任者をやっていますが、発表申込み数は、減ってはいないんですね。むしろ、戦後の広い意味での外交という観点で発表をしたいという方は増えている。しかも、政治、外交だけではなくて、同じ対外関係という観点からしますと、経済や文化、あるいは国内政治と外交といったような視点から、外交史分科会で報告を希望する若手は増えているように思いますね。

細谷 今の点に少しだけつけ足しますと、外交史に対する関心が相対的に減っていることは、これは入江さん（入江 昭）ハーバード大学教授からよく聞くのですが、ハーバード大学のドクターの学生でも同じ状況みたいです。日本に限らず、外交史をやるという学生は非常に減ってきていると。いつてみれば、アメリカの場合、流行を追う傾向が学界にもあるわけです。ところが、外交史というのはどうも少し古臭い、もう少し新しい女性問題とか、民族、人種、文化の問題とか、そういうところからアプローチしようということで、古典的な外交史研究をやる人たちが大変減っている。これは入江さんは非常に残念がってたたびいわれますけれども、それが現実なのだろうと思います。

そういうことで、たとえば日本外交史の研究ということを考えて

も、かつては外交史料館に次々にドクター、あるいはドクターを終わったあたりの若手の研究者が欧米からやってきていたものですね。けれども、最近はまだ見かけないではないですか。来ているとすれば、中国とか韓国とか、そういうアジアの研究者がここに来て勉強するということはあっても、欧米の研究者が来るというのは以前に比べて減っている。そういうことで、一般に外交史の研究に対する関心が欧米では減っています。また、日本の外交史をやるうとする若い研究者の数も減ってきている。

このことはまた、臼井さんが先ほどいわれたような史料の公開のこととも関係して、すでに公開されている戦前の史料を使った研究は随分と蓄積されてきて、そこから何か新しい研究をやっていくことはなかなか難しいという事情もあると思いますね。その点では、私とか臼井さんは少し早く生まれたものですから、ある意味で得をしたという面があるかもしれません。そのときに新しい史料にぶつかって、それこそ夢中になって史料の山のなかに飛び込んでいくことができたのですが、今ではなかなかそうもいかない。

ですから現在の状況ですと、独自のアプローチで史料のなかに入っていくやり方をとらざるを得ない。戦前については随分と研究が発表されている。そうすると、あまり使われていない戦後記録の方に目が向かうということになる。加えて戦後になると、日本の国際的な地位も相対的に下がって、かつてに比べれば日本外交への研究の魅力が薄れたことも関わっているんでしょう。そういうことが原因

として考えられるんですね。

しかし一方で、以前に比べると、たしかに大学院生、若手の研究者の数も非常に増えてきました。国際政治学会の会員を見て、会員数がすごく増えて、そのなかで相対的には日本外交史を研究するという人のパーセンテージは相対的に減っているかと思いますが、でも、絶対数では結構いるのではないかと思います。そういう人たちがドクター論文を書くために史料を使う、そのためにここにやってくるというケースも多いかと思います。

濱口 今のお話に少しだけ付け加えると、大きな理由のその他に、冷戦が終わってマルクス主義的な歴史研究のパラダイムが切れてしまった、という問題が一つあると思うんです。その新しいパラダイムを探すということが今なされなければならないわけです。そうしたなかで、近代の国際社会において日本が演じてきた役割について、欧米の人たちが見直しを始める動きが出てきていると思いますね。

そういう意味で、今までと違った意味で日本の外交について本格的に研究するという人は増えてくる。ですから、今までずっと編纂されてきた『日本外交文書』について利用が積極的に進む可能性は出てきていると思います。同時に、外務省記録についても利用する人が増えていくという可能性が強くなっていると思います。

原口 一九九九年に木更津で開催された国際政治学会ではいくつかの部会にも参加しましたが、感銘を受けましたのは、外務省の公開した戦後記録を利用した発表が非常に多かったということです。外

務省の公開記録を使った発表が多いし、またそういう論文が多くなっているという気がします。

たとえば、日本のGATT加入、COCOM加入といった通商問題、台湾に関しましては六〇年の日台関係、吉田茂の訪米と円借款関係とか、そのほか池田首相のマレーシアの紛争仲介関係などです。これらの報告は、すべて外務省の公開した記録を使ってなされてきました。報告者の方々は当館に来て、そういう記録を閲覧していたということですね。

司会 そうしたなか他方で、外務省の記録公開は肝心なものが出ていないというような批判をずっと受けている面もありますが。

原口 現在までに十六回公開しまして、四三〇万ページ、これはファイル冊数にしますと約一万一〇〇冊なんです。これはフィルム公開していますので、一三〇〇リールなんです。若手の人たちの発表を見ていますと、やはり外務省の記録公開がなければできなかった研究発表であろうと感じました。だから、いろいろな問題点が指摘されていますが、それなりの意義はあるのかなと思っております。

おわりに —課題と展望—

司会 外交史料館が開館以来三十年が経ち、新しい世紀を迎えるにあたっていろいろな貴重なご意見をいただきました。最後に、今後の課題と展望についてお話しただけかもしれませんでしょうか。

濱口 国際交流の面で一言。文書管理に関する環境は各国で加速度的に進化していますね。これから、国際的状況を外交史料館が常にキャッチしているかどうかが大事でしょう。記録を利用するのは主に内外の研究者ですけど、彼らの要求に対応する外交史料館スタッフの態勢に万全を期するためにも、国外のことも的確に把握していないとまずいですよ。残念ながら、スタッフが諸外国のアーカイブズや研究機関に直接接する機会が意外に少ないのではないかと。このことが気になります。多忙だけに人手を外に派遣するのは大変でしょうか。むしろ、そうであるからこそ派遣して欲しい。日本でアーキビスト養成の先頭に立ってきた外交史料館なんですから、スタッフを磨き上げるチャンスが一層増えるように期待しています。

原口 外交史料館も政令指定機関になり、近い将来に戦後期の外務省記録が移管されてくることになりました。そうしますと、たとえばハード面ですと書庫の問題などを解決することが必要ですし、さらに戦後記録の原本が移管されてきますと、今度はそれを整理し目録などを作り、一般の方に公開していくという作業を行っていかねればなりません。

それに伴いまして、今日もお話が出ましたけれども、当館でもOA化というものを進めて、効率よい利用のされ方といましようか、史料の提供の在り方というものを考えていかなければいけないと思います。

今日のお話をうかがって改めて思うことは、当館を取り巻く状況

が変化するにつれて、外交史料館自体も変えるべきところは変えていかねばならないということです。戦後記録の公開を促進するといった課題は、まさにそういった問題提起にどう応えるかという側面を抱えていると思います。

一方で、三十年間培ってきたものの継承、たとえばレファレンスを軸として国民との接点を大切にしつつ信頼関係を構築していく、とくに栗原先生のなさったような仕事の精神を受け継ぎつつアーキビストを育てていくとか、戦前期から連綿と続いている『日本外交文書』の編纂事業を高いレベルで継続していく、といった活動もまた史料館にとっては欠かせないでしょう。そうした課題を視野において、日々、地道な業務ではあるかもしれませんが、着実に活動していくことが今後の外交史料館において重要なテーマになってくるのではないのでしょうか。

司会 それでは、時間もまいりましたことですし、このへんで座談会を締めさせていただきますと思います。本日は、どうもありがとうございました。

(平成十四年四月十五日、於外交史料館会議室)

在米国日本大使館関係写真の公開

平成九（一九九七）年九月、米国メリーランド州在住セイコ・ワカバヤシ氏より在米国日本大使館を経由して外交史料館に寄贈された同大使館関係者の写真（九〇枚）について、この度整理作業を終えたので、当史料館閲覧室において目録と併せて閲覧に供することとなった。

これらの写真は、寄贈者セイコ・ワカバヤシ氏の父である日系一世の写真家、西尾源一郎氏（一九六〇年没）が所蔵していたものである。

当史料館所蔵旅券発給記録や『在米日本人名辞典』によると、西尾氏は明治十七年生まれ。同三十八年写真家を志して渡米し、米国の写真大学を卒業後、ワシントンDCにおいて写真館を経営した。その後、戦前・戦後を通じて活躍した優秀な写真家である。

西尾氏は長年に亘り在米国日本大使館関係者を撮影していた経緯があり、寄贈された写真もほとんどが同大使館関係者の肖像写真や集合写真である。大別すると次のとおり。

- ① 珍田捨巳、石井菊次郎、幣原喜重郎、松平恒雄、出淵勝次、斎藤博、武内龍次、朝海浩一郎、井口貞夫など歴代の駐米大使の他、広田弘毅、松岡洋右、澤田節蔵など外務省関係者の肖像写真
- ② 大使館関係者の家族写真
- ③ ワシントン会議出席者関係写真
- ④ 在米日本大使館に関連した行事の集合写真や報道写真

これらの写真は、一九一〇年代から五〇年代に撮影されたものであるが、その多くは戦前期に撮影されたと思われる。

なお、肖像写真や集合写真の中には人物や撮影時期が判明していないものも多くあるため、今回の公開により閲覧した方々から情報を寄せていただき、より充実した目録を作成する予定である。